

札幌市都市公園の維持管理に関する協定における
費用見直し等に関する確認書(旭山記念公園)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の2第3項及び札幌市都市公園条例(昭和 32 年条例第3号)第 29 条第1項の規定に基づき、令和3年3月 25 日付けで札幌市(以下「甲」という。)及び旭山記念公園みどりコンソーシアム(以下「乙」という。)が締結した札幌市都市公園の維持管理に関する協定書(以下「原協定書」という。)第 26 条、第 37 条及び別表の規定に基づき、令和6年4月から令和7年3月に発生した経費の変動等について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第1条 協定により乙が管理する施設において、令和6年4月から令和7年3月までの期間における、光熱費高騰分について指定管理費を見直すこととし、甲は乙に対し「金 734,000 円」を支払う。

上記合意事項の内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和7年3月21日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市中央区北1条東1丁目6番地 16

旭山記念公園みどりコンソーシアム

代表者 公益財団法人旭山記念公園みどりコンソーシアム協会

理事長 近藤 哲

